［風致地区条例による許可基準（主な数値基準）］（条例第５条別表）

種　　別 （あ）	高　さ （い）	建ぺい率 （う）	壁面後退距離		緑地率 （か）	森林区域の緑地率 （き）	切土又は盛土の高さ （く）
			道路側 （え）	隣地側 （お）			
第１種風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	60%以上	2m以下
第２種風致地区	10m以下	30%以下	2m以上	1m以上	30%以上	50%以上	3m以下
第３種風致地区	10m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m以下
第４種風致地区	12m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m以下
第５種風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m以下

※　緑地率は建築物の増築、改築、移転の場合に適用しない。
※　森林区域の緑地率は、森林の区域内（市街化区域を除く。）における土地の開墾その他の土地の形質の変更（宅地の造成除く。）について適用する。
※　切土又は盛土の高さは、１ヘクタールを超える造成について適用する。
※　１ヘクタール以下の宅地の造成等で切土又は盛土により生ずる法が条例第５条別表の（く）に規定する高さを超えるものにあっては、適切な植栽を行うこと等により当概土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第３種風致地区における例図
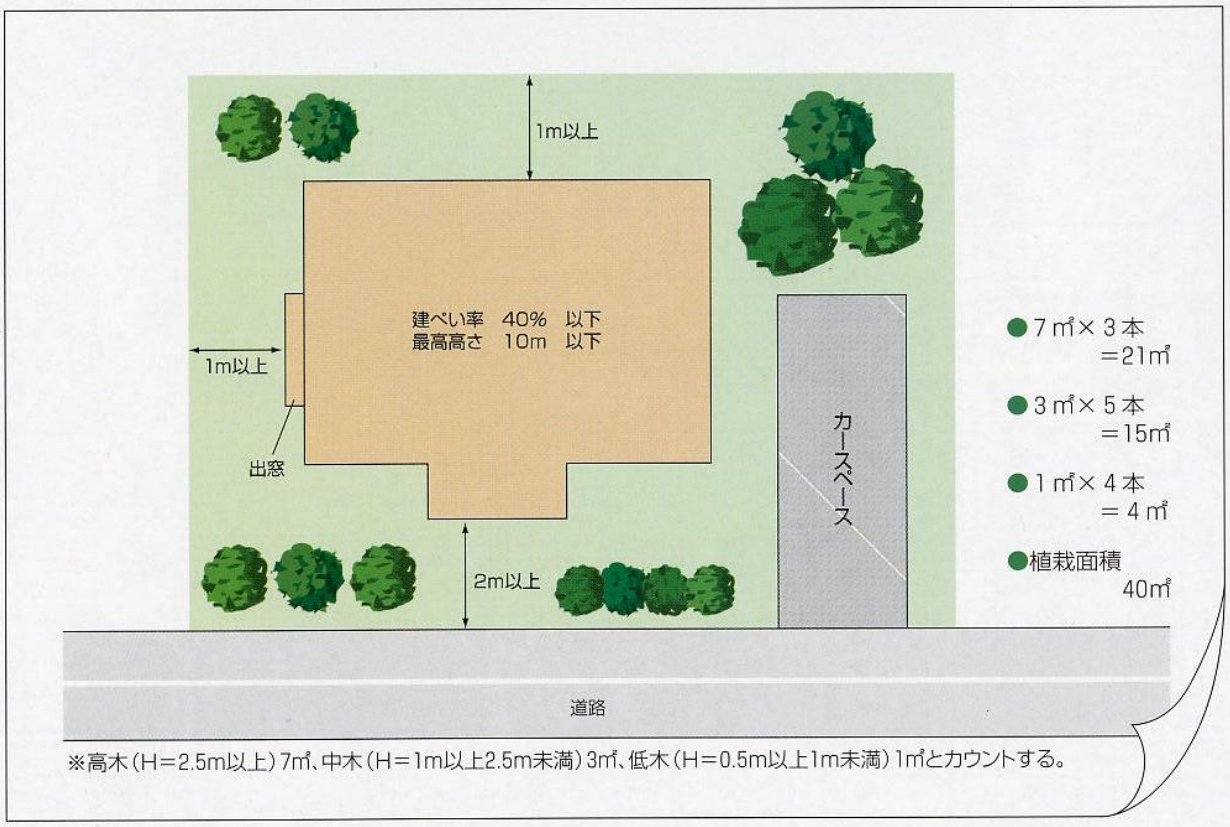
■敷地面積　200㎡の場合■　建築面積80㎡（建ぺい率40%）以下
植栽面積40㎡（緑地率　20%）以上